

令和3年10月11日 路面電車人身傷害事故について

1 事故概要

(1) 発生日時

令和3年 10月 11日（月）22時 06分（天候 曇）

(2) 発生場所

中央区南 10条西 15丁目（外回り西線 11条停留場発車後約 200m地点）

(3) 概況

ア 22時 05分頃、定刻で外回り西線 11条停留場を発車した運転手は、時速

約 30 kmまで加速後、惰行で進行した。

イ 停留場発車後約 200m地点の、歩行者専用信号機が設置されている横断歩道に差し掛かったところ、青信号の横断歩道を横断する自転車の発見が遅れ、制動操作を行ったが自転車と衝突し、約 45m走行して停止した。

ウ 当該運転手から無線連絡を受けた運転管理室（運転指令）は、119番通報を行い、負傷した関係者は救急搬送された。

エ 負傷した関係者は、右側頭部に骨折を負う重傷であった。

2 交通局の関与

(1) 軌道事業安全連携会議の臨時開催（11/11）

上下の事業者の安全統括管理者が出席し事故防止対策等を協議する本会議において、本件に関する事案概要及び再発防止策等について運送事業者から報告を受け、対策実施に関する意見交換、助言を実施。

(2) 経営連絡会議の臨時開催（12/7）

上下の事業者の経営トップが参加する会議にて、安全連携会議における議論を踏まえた報告を受けるとともに、出資団体所管局長として、運送事業者に対し再発防止と安全運行の徹底を指導。